

用途地域別制限一覧 R3.2.10 時点

用途地域	建ぺい率／ 容積率	斜線制限			中高層建築物に係る日影規制					道路幅員に よる容積算 定係数	
		北側斜線	道路斜線	隣地斜線	高さ又は階数	地盤面	5mを超え 10m以内	10mを超える	県条例 第8条の2		
第一種低層 住居専用地域	50/80	5m+1.25L	1.25L	—	軒高7mを超え又は 階数3以上	1.5m	3時間	2時間	(1)	0.4	
・高さの限度（絶対高さ）10m以下 ・幸手西地区（香日向地区）敷地面積の最低限度150㎡											
第一種中高層 住居専用地域	50/100 60/200	※	1.25L "	20m+1.25L "	10mを超える "	4.0m "	3時間 4時間	2時間 2.5時間	(1) (2)		
第二種中高層 住居専用地域	60/150	※	1.25L	20m+1.25L	10mを超える	4.0m	3時間	2時間	(1)		
第一種住居地域	60/200	—	1.25L	20m+1.25L	10mを超える	4.0m	4時間	2.5時間	(1)		
準住居地域	60/200	—	1.25L	20m+1.25L	10mを超える	4.0m	4時間	2.5時間	(1)		
近隣商業地域	80/200	—	1.5L	31m+2.5L	10mを超える	4.0m	5時間	3時間	(2)	0.6	
商業地域	80/400	—	1.5L	31m+2.5L	高さ15mを超え 又は階数6以上	無（県への届出は必要）					
準工業地域	60/200	—	1.5L	31m+2.5L	10mを超える	4.0m	5時間	3時間	(2)		
工業地域	60/200	—	1.5L	31m+2.5L	高さ15mを超え 又は階数6以上	無（県への届出は必要） ※幸手IC東側地域の一部は地区計画による制限有					
工業専用地域	60/200	—	1.5L	31m+2.5L	無						
市街化 調整区域	60/100 60/200	—	1.5L "	20m+1.25L 31m+2.5L	10mを超える "	4.0m 4.0m	4時間 5時間	2.5時間 3時間	(2) (3)	0.4 0.6	

※県建築基準法施行条例第8条の2の適用を受けるため、北側斜線の適用無し。

北側斜線の真北・・・磁北から東へ6度。

中高層建築物の日影規制・・・日影時間は、冬至日の午前8時から午後4時に測定する。